

国立国会図書館職員定員規程

(昭和三十三年四月一日国立国会図書館規程第一号)

改正 昭和三十四年 七月二十二日国立国会図書館規程第三号

同 三十五年 七月二十五日同

同 三十五年十二月二十七日同

同 三十六年 四月 一日同

同 三十七年 五月 十二日同

同 三十八年 四月 一日同

同 三十九年 四月 一日同

同 四十三年 八月 八日同

同 四十四年 四月 五日同

同 五十一年 五月 十四日同

同 六十年 四月 六日同

同 六十一年 四月 十四日同

同 六十二年 五月二十一日同

平成 四年 四月 一日同

同 八年 五月 十一日同

同 十一年 四月 一日同

同 十二年 三月三十一日同

同 十三年 三月三十日同

同 十四年 三月三十一日同

同 十五年 三月三十一日同

同 十六年 四月 一日同

同 十七年 四月 十一日同

同 十八年 三月三十一日同

同 十九年 三月二十八日同

同 二十年 四月 一日同

同 二十一年 四月 一日同

同 二十二年 四月 一日同

同 二十五年十一月二十二日同

同 二十六年 四月 一日同

同 二十七年 四月二十二日同

同 三十一年 四月 一日同

令和 二年 四月 一日同

同 三年 四月 一日同

同 四年 四月 一日同 第一号
同 六年 四月 一日同 第一号

国立国会図書館職員（館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、八百九十三人とする。

附 則

1 この規程は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 国立国会図書館職員定員規程（昭和二十三年十一月二十九日官報公示）は、廃止する。

附 則（昭和三十四年七月二十二日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、公示の日から施行する。

附 則（昭和三十五年七月二十五日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和三十五年七月二十五日から施行し、昭和三十五年七月一日から適用する。

附 則（昭和三十五年十二月二十七日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、公示の日から施行する。

附 則（昭和三十六年四月一日国立国会図書館規程第一号）

1 この規程は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この規程の本則にかかわらず、定員は、昭和三十六年六月三十日までの間は、七百三十五人とし、昭和三十六年七月一日から同年九月三十日までの間は、七百三十六人とする。

附 則（昭和三十七年五月十二日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年四月一日国立国会図書館規程第二号）

この規程は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和四十三年八月八日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年四月五日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和四十四年四月五日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十一年五月十四日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和五十一年五月十四日から施行する。

附 則（昭和六十年四月六日国立国会図書館規程第二号）

この規程は、昭和六十年四月六日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則（昭和六十一年四月十四日国立国会図書館規程第二号）

この規程は、昭和六十一年九月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年五月二十一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和六十二年五月二十一日から施行し、改正後の国立国会図書館職員定員規程の規定は、同年四月一日から適用する。

附 則（平成四年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成八年五月十一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成八年五月十一日から施行し、改正後の国立国会図書館職員定員規程の規定は、同年四月一日から適用する。

附 則（平成十一年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日国立国会図書館規程第一号）

1 この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の国立国会図書館職員定員規程の本則の規定にかかわらず、定員は、平成十二年九月三十日までの間は、八百六十四人とする。

附 則（平成十三年三月三十日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日国立国会図書館規程第一号）

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の国立国会図書館職員定員規程本則の規定にかかわらず、定員は、平成十六年九月三十日までの間は、九百十六人とする。

附 則（平成十七年四月十一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成十七年四月十一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十八日国立国会図書館規程第二号）

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十一月二十二日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成二十六年二月二十一日）

附 則（平成二十六年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年四月二十二日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成二十七年四月二十二日から施行し、改正後の国立国会図書館職員定員規程の規定は、同月一日から適用する。

附 則（平成三十一年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年四月一日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和六年四月一日国立国会図書館規程第一号）